

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		高齢者入浴助成事務			
作成（修正）年月日	令和8年4月1日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	325
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部 高齢者支援課	事務 区分	☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 特定課共通事務⇒	[特定課名]
個人情報ファイルの利用目的		該当者の把握			
特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無	取扱 件数	☒ 1,000 件以上 ☐ 1,000 件未満	
記録項目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☐ ☐			
	経歴能力等	☐ 学歴 ☐ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐ ☐			
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☐ 課税額 ☐ 公的扶助 ☐			
	個人の生活	☐ 家族構成 ☐ 扶養関係 ☐ 住居環境 ☐ 健康状態			
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☐ 電話番号 ☐ FAX 番号 ☐ メールアドレス ☒ 個人識別番号 ☐ マイナンバー ☐ 印影 ☐ 口座内容 ☐ 画像 ☐ ☐ ☐			
	要配慮個人情報の 取扱い	☐ 有⇒ ☒ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 医師等による指導・診療・薬剤	☐ 法令等（名称： ） ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
記録範囲		鎌倉市に住民登録のある 65 歳以上の者			
記録情報の収集方法		☐ 本人 ☐ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	☐ 法令等（名称： ） ☐ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用		保有課名	市民課	個人情報ファイル簿の名称(番号)	202 住民基本台帳事務
		根拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☐ 第 1 項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第 2 項第 1 号（本人同意） ☒ 第 2 項第 2 号（上記以外の利用） ☒ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☒ 個別答申第 9 号） ☐ 答申無（審議会への報告）		
収集の時期		☒ 定期（2 月～3 月） ☐ 随時 ☐ その他（ ）			
記録の形態		☒ 文書 ☒ 電磁的記録（記録媒体：ハードディスク ） ☐ その他（ ）			

電子計算機の処理	☐ 無 ☒ 有（個別システム名：福祉総合システム）		
目 的 外 利 用	目的外利用課名	個人情報ファイル簿の名称(番号)	
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☐ 第 1 項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第 2 項第 1 号（本人同意） ☐ 第 2 項第 2 号（上記以外の利用）	
記録情報の経常的提供先	☐ 有⇒ ☒ 無	提供先	
		個人情報の内容	
		提供の方法	☐ オンライン結合 ☐ 答申有 (☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号) ☐ 答申無（審議会への報告） ☐ その他の方法（ ）
		根拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☐ 第 1 項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第 2 項第 1 号（本人同意） ☐ 第 2 項第 号（上記以外の利用） ☐ 答申有 (☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号) ☐ 答申無（審議会への報告）
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 1 8 - 1 0		
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	☒ 法 第 6 0 条 第 2 項 第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		☒ 法 第 6 0 条 第 2 項 第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	—		
備 考			
継 続 用 紙 使 用	☒ 無 ☐ 有		